

○国立大学法人筑波技術大学内部通報に関する規程

平成24年3月14日
規程第15号

最終改正 令和6年3月29日 規程43号

国立大学法人筑波技術大学内部通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）の役員及び職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報（以下「内部通報」という。）又は法令違反行為等に該当するかを確認する等の相談（以下「相談」という。）に応じる窓口相談について適正に処理する制度を設けることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって本学の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

(窓口等)

第2条 本学に、内部通報又は相談を受け付ける窓口（以下「内部通報・相談窓口」という。）を大学戦略課に置く。

2 内部通報又は相談の適切な管理を行うため、内部通報・相談窓口には、内部通報等受付担当者を置き、大学戦略課長をもって充てる。

3 内部通報又は相談の処理を総括するため、総括責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

(通報者等)

第3条 通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）は、本学の役員、職員、派遣労働者、退職者及び本学の取引事業者の労働者とする。

(内部通報の受付)

第4条 内部通報の方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会によるものとし、原則として、別記様式1の内部通報連絡票により行うものとする。

2 内部通報等受付担当者は、前項により内部通報を受けた場合は、別記様式2の内部通報受付票を作成し、総括責任者にその内容を報告するものとする。

3 総括責任者は、前項により内部通報の報告を受けた場合は、受理又は不受理を決定し、その内容を学長に報告するとともに、通報者に通知するものとする。

(調査)

第5条 内部通報に関する事実関係の調査は、総括責任者が行う。

2 総括責任者は、調査する内容に応じて、関係する部局の職員からなる調査専門委員会を設置することができる。

(協力義務)

第6条 各部局は、内部通報の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査専門委員会に協力しなければならない。

(調査結果)

第7条 総括責任者は、調査の結果を速やかに取りまとめて、学長に報告するとともに、通報者及び被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしている旨を通報された者をいう。以下同じ。）にその結果を通知するものとする。

2 学長は、調査の結果、不正行為が明らかであると判断した場合は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じるとともに、その内容を、通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。

(学内処分)

第8条 前条の調査の結果、不正行為が明らかになった場合は、学長は、当該行為に関与した者に対し、国立大学法人筑波技術大学職員就業規則（平成17年規則第5号。以下「就業規則」という。）に基づき、懲戒処分等を科することができる。

(通報者等の保護)

第9条 学長は、通報者等や内部通報及び相談の秘密を守るとともに、通報を行ったことによる不利益が生じないよう措置をとるものとする。

(管理台帳)

第10条 内部通報等受付担当者は、案件について通報受付から事後確認までの記録及び管理をするため、別記様式第3の内部通報案件管理台帳を作成するものとする。

(個人情報保護)

第11条 この規程に定める業務に携わる者は、内部通報又は相談の内容及び調査で得られた個人情報を漏らしてはならない。

(事務)

第12条 内部通報又は相談に関する事務は、大学戦略課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、内部通報又は相談に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程の全部改正に伴い、国立大学法人筑波技術大学内部通報等に関する細則（平成18年細則第2号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。